

最高裁人任第3027号

平成29年12月13日

日本弁護士連合会事務総長 殿

最高裁判所事務総局人事局長 堀 田 眞 哉

司法修習生の修習終了証明について

(11月16日付け日弁連審1第487号に対する回答)

平成29年12月12日付け最高裁人任第3018号をもって回答した平成28年度(第70期)司法修習生考試合格者名簿記載の者が同月13日付けで司法修習生の修習を終えた者であることを証明します。